

〒XXX-XXXX

〇〇市

〇〇町 △△-△△

□□□□□

〇〇 〇〇 様

お問い合わせ先

〒XXX-XXXX

富山県富山市桜橋通り3番1号

北陸電力株式会社 託送事務センター

☎ XXXX-XXXXXX

( 受付時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00【土日祝日・年末年始を除く】 )

作成日 XXXX年XX月XX日

## 再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了のお知らせ

平素は当社の事業活動につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当社とご契約いただいている下記の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電等）につきまして、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき定められた固定価格での買取期間が満了致しますので、ご案内申し上げます。

なお、買取期間満了後のお手続き等に関してましては裏面をご覧ください。

### ■ 現在のご契約内容

( 下記のご契約内容は、本お知らせ作成時点の情報となります。 )

お客さま番号	XXXXX - XXXXXX - XXX		
ご契約名義	〇〇 〇〇 さま		
発電場所	〇〇市	〇〇町	△△-△△
受給電力	XXX.XX	KW	
現在の買取単価	XX.XX	円/kWh (税込) ※下記満了日までの単価	
固定価格買取期間満了日※1	XXXX 年 XX 月	検針日の前日	計算区 XX
過去1か年の買取実績※2	XXXXXXXXXX kWh XX 年 XX 月分 ~ XX 年 XX 月分		
受給地点特定番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
設備 (事業認定) ID	AXXXXXDX		
発電設備	太陽光	現在の販売先	北陸電力株式会社 (一般送配電事業者)

※1 ご自身の検針日は、当社HP (<http://www.rikuden.co.jp/soden/kenshinnetei.html>) または右下QRコードよりご確認ください。

※2 過去1か年の月毎の実績は毎月の検針票にてご確認ください。検針票の紛失等によりご確認ください場合は、上記問合せ先へご連絡ください。

本書類は、現在の買取契約に基づく買取期間の満了および満了後のお手続きを記す書類ですので、大切に保管いただきますようお願い致します。



## 再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了のお知らせ

### ? 再生可能エネルギー固定価格買取制度

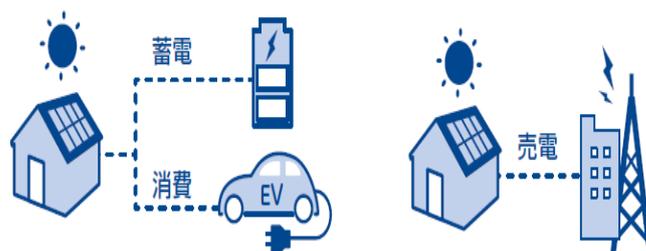
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下、「FIT制度」といいます。）は、太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が、国が定める価格で一定期間買取をすることを国が保証する制度です。  
（買取価格および買取期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）
- 住宅用太陽光発電については、10年間の買取期間が定められており、**2019年11月以降**、ご家庭のお客さまを中心に、国が定める価格での買取期間が順次満了いたします。

### ? FIT買取期間満了後の余剰電力の活用方法について

- FIT制度に基づく買取期間満了後の余剰電力の活用方法には様々な選択肢があります。

#### 活用方法 一例

- 電気自動車や蓄電池を組み合わせることで、自家消費を拡大
- お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電



- ・選択枝の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。

<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」>

URL [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/)

（資源エネルギー庁ウェブサイトは、**どうする？ソーラー** でご検索いただけます。）

【お問い合わせ窓口】0570-057-333（受付時間 平日9：00～18：00 土日祝日・年末年始除く）

### ! FIT制度買取期間満了後のお手続きについて

- ・当社（一般送配電事業者）との契約は終了しますので、新たな売電先をお選びいただき、**新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申込みください。**（買取を行う小売電気事業者については、上記の資源エネルギー庁ウェブサイト等をご参照ください。）
- ・売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります。その場合、お手続き完了までの期間に発電された電気は、当社（一般送配電事業者）にて引き取りを行います。発電した電気に対する補償は一切行いませんので、ご了承ください。

#### ご注意ください！

- ・買取期間満了後に、売電先が不在となった場合、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、発電をご継続いただけますが、その電気は当社（一般送配電事業者）による無償引取りとなりますのでご注意ください。
- ・無償引取りの措置は、電気設備や運転状況に変更が無いことを前提とします。なお無償引取りの措置はあくまで一次的な対応であるため、できるだけ速やかに売電先となる小売電気事業者を見つけ売電契約の締結していただくようお願いいたします。
- ・当社が必要と判断した際は、発電した電気が当社の系統に流入しないための措置を講じていただく場合があります。その際、従前通りの発電が継続できなかったことにより生じた損害については、当社は賠償の責を負いません。
- ・詳細は、発電設備等の系統連系に関する契約要綱（低圧）をご参照ください。